

利用料金表【特別養護老人ホーム だて緑風園】

1 サービス費

内訳			要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
保険	(A) サービス基本料金	1日		6,700 円	7,400 円	8,150 円	8,860 円	9,550 円
自己負担	1割負担	(B) $A \times 0.10$	1日	670 円	740 円	815 円	886 円	955 円
		(C) $B \times 30$	30日	20,100 円	22,200 円	24,450 円	26,580 円	28,650 円
	2割負担		1日	1,340 円	1,480 円	1,630 円	1,772 円	1,910 円
	3割負担		1日	2,010 円	2,220 円	2,445 円	2,658 円	2,865 円

2 食事代

1日料金 (経管含む)	低所得者負担限度額					一般	基準費用額	
	第1段階	第2段階	第3段階-①	第3段階-②	第4段階以上			
1日	300 円	390 円	650 円	1,360 円	1,600 円		1日	1,445 円
30日	9,000 円	11,700 円	19,500 円	40,800 円	48,000 円			

3 居住費

ユニット型個室	低所得者負担限度額					一般	基準費用額	
	第1段階	第2段階	第3段階-①	第3段階-②	第4段階以上			
1日	880 円	880 円	1,370 円	1,370 円	2,150 円		1日	2,066 円
30日	26,400 円	26,400 円	41,100 円	41,100 円	64,500 円			

4 加算

加算	1割負担	加算条件等
初期加算	30 円/日	入所日から30日以内の期間。30日以上入院後の再入所も同様
日常生活継続支援加算Ⅱ	46 円/日	新規入居者の割合等が一定数以上等、介護福祉士の有資格者を一定数以上配置している場合
夜勤職員配置加算Ⅱ(ロ)	18 円/日	夜勤帯に介護職員・看護職員が基準数より1人分以上上回る場合
看護体制加算Ⅰ(ロ)	4 円/日	常勤の看護師を1名以上配置している場合
看護体制加算Ⅱ(ロ)	8 円/日	看護職員を基準数以上配置しており、24時間の連携体制を確保している場合
自立支援促進加算	280 円/月	医師が入所者ごとに自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行い、支援計画等の策定等に参加する(評価の見直し3か月に1回以上)。評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であるとされた人毎に、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員等が共同して自立支援の支援計画を策定し、ケアを実施する(計画の見直し3か月に1回以上)。医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する
科学的介護推進体制加算Ⅱ	50 円/月	加算Ⅰの要件に加え、疾病の状況等の情報も厚生労働省に提出している場合
ADL維持等加算Ⅱ	60 円/月	加算Ⅰ①②の要件を満たし、③の値が3以上の場合
個別機能訓練加算Ⅰ	12 円/日	常勤専従の機能訓練指導員等が個別機能訓練計画に基づき機能訓練を行っている場合
個別機能訓練加算Ⅱ	20 円/月	加算Ⅰを算定しており、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合
栄養マネジメント強化加算	11 円/日	常勤の管理栄養士を一定数以上配置し、栄養マネジメントを行った場合。また、低栄養状態のリスクの高低に応じて適切な栄養ケアを定期的に実施し、入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合
療養食加算	6 円/回	療養食を提供した場合
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3 円/月	褥瘡予防のために計画的に管理した場合／評価、計画を少なくとも3か月に1回見直す
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	13 円/月	加算Ⅰの算定要件を満たし、入所時評価の結果、褥瘡発生リスクがあるとされた入所者に褥瘡発生がない場合
排泄支援加算Ⅰ	10 円/月	排泄に介護を要する方に、医師または医師と連携した看護師が入所時等に評価し、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用する(評価見直し3か月に1回以上)。計画に基づき支援し、3か月に1回以上計画を見直す場合
排泄支援加算Ⅱ	15 円/月	加算Ⅰの算定要件を満たし、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、または、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合。
外泊時費用	246 円/日	病院等へ入院した場合及び、居宅などへ外泊を認めた場合／所定単位数に代えて／月6回限度
看取り介護加算Ⅰ	72 円/日	看取り介護の体制ができていて、死亡日以前31日以上45日以下に加算
看取り介護加算Ⅰ	144 円/日	看取り介護の体制ができていて、死亡日以前4日以上30日以下に加算
看取り介護加算Ⅰ	680 円/日	看取り介護の体制ができていて、死亡の前日又は前々日に加算
看取り介護加算Ⅰ	1280 円/日	看取り介護の体制ができていて、死亡日に加算
安全対策体制加算	20 円/回	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	1 回/月	算定したユニット型サービス費と加算を合わせた単位数の1000分の14.5
生産性向上推進体制Ⅱ(新設)	10 円/月	処遇改善や生産性向上による職場環境の改善に向けた先進的な取り組みをした場合
協力医療機関連携加算Ⅰ	50 円/月	相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合

※ 負担割合が2割の方(または3割の方)は、2(または3)を乗じた金額になります。

※ その他の日常生活費用は実費負担をお願い致します。

利用料金合計 = 1 + 2 + 3 + 4 (該当するもののみ)

令和2年7月作成
令和7年8月1日更新